

<p>〈第27回広陵町ごみ処理町民会議書面報告（令和3年8月24日（火）開催予定であった分）〉</p>	
<p>事務局</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が拡大している状況であり、京阪神などの都市部におきましては、緊急事態宣言が発令されており、奈良県におきましても100人を超えている日が続いているところでございます。</p> <p>本町におきましても、依然感染者が発生したと報道されており、大阪圏との往来が多い本町では、更なる感染者が確認されることも想定できます。</p> <p>このようなことから、こういったやむを得ない事情でございますので、第25回・第26回に引き続き、急遽、第27回ごみ処理町民会議につきましても書面での報告とさせていただきます。</p>
<p>議事内容</p>	<p>(1) 操業停止に伴うごみピット改修について</p> <p>(2) 地元及び周辺大字との協定書の見直しについて</p> <p>(3) 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について</p> <p>(※) その他について</p>
<p>【議事概要】</p>	
<p>(1) 操業停止に伴うごみピット改修について</p>	
<p>事務局</p>	<p>操業停止に伴うごみピット改修についてクリーンセンター広陵は令和4年3月18日をもって操業を停止することになります。</p> <p>操業停止に伴い、収集したごみをどのように搬出するかを検討している中、同じような悩みをもっておられた滋賀県高島市の環境センターを視察させていただく。</p> <p>ごみピット内を2分割して、片方にごみを搬入し、もう片方をプラットホームのレベルまで嵩上げして搬出車をピット内に入れてクレーンによりごみを積み込んで搬出されておられました。</p> <p>費用を聞いたところ、かなり高額でありました。というのも新施設の建設場所も決まっていない状況であり多額な費用をかけてで</p>

	<p>も改修されたのではないかと予想されます。参考までに、広陵町もその方法で行えばいくらかかるか見積もりをとったところ、高島市以上の費用負担がかかるとのことでありました。</p> <p>天理市での広域化施設の稼働までの約3年間はごみの搬出は必須ではありますが、3年間という短期間に高額な費用負担はできないので、再度一番安価で効率よくごみを搬出できる方法を考えているところです。</p> <p>現在は機械の故障等で処理できなかったごみが残っている状況であり、まずはピット内のごみを全て搬出する必要があります。</p> <p>また、ごみの搬出方法が決まれば、地元及び周辺大字のみなさんを始め、町民会議委員さんにも報告させていただきます。</p>
<p>(2) 地元及び周辺大字との協定書の見直しについて</p>	
	<p>前回の第26回ごみ処理町民会議の書面報告で、協定書の見直し案の現状を報告しております。</p> <p>その後、8月4日に4カ大字区長に役場にお越しいただき、町長、副町長と協議の上、最終協定書見直し案として、4カ大字区長にお示ししており、今回、町民会議委員さんにもご報告させていただく。</p> <p>【資料1】について、</p> <p>○第26回の協定書と大幅に変更となった部分</p> <p>第2条（中継施設としての活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭の持ち込みごみも積み替えることを追記。 <p>第4条（安全の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害監視委員会をごみ対策委員会と名称変更する。 <p>第5条（環境整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備未了事業についての、別事業に変更する場合は協議する。 ・環境整備費の継続支給（広域化施設が稼働となるまでの約3年間は引き続き環境整備費を支払うこと）。また、広域化施設稼働後については、引き続き協議していく旨を追記。 <p>第6条（施設の整理と跡地利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提言書を受理してから3年を経過する日までに跡地利用を決定することを追記。 ・跡地利用は、クリーンセンター一部分だけでなく、南側町有地も含めて協議すること。また、協議により不要となる施設は、速やかに撤去することを追記。

	<p>第9条（協定の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結から10年ごとに内容の見直しをするか否か検討することに修正。 <p>第11条（議会の議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決のあった日から効力を生ずることを追記。（地元及び周辺大字のみなさんに安心していただけるよう議会の議決を求めることにする） <p>また、本協定書を地元及び周辺大字に説明させていただき、年内には締結できるよう進めてまいります。</p>
<p>(3) 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について (新ごみ処理施設落札者の決定について)</p>	
<p>事務局</p>	<p>山辺・県北西部広域環境衛生組合から「新ごみ処理施設整備・運営事業に係る落札者の決定」について公表されたのでご報告します。</p> <p>【資料2】の「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）に係る落札者の決定について」。</p> <p>当初、令和元年8月16日に入札公告した本事業において、令和2年4月27日に落札者決定の公表をされたが、指名停止事由に該当したことにより、落札者のJFEエンジニアリング株式会社が5月25日付けで指名停止措置されたため、入札のやり直しを行うことをご報告しております。</p> <p>再度、山辺・県北西部広域環境衛生組合において、「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）」について、総合評価一般競争入札方式により、令和2年10月30日に入札公告を行ったところ、1社から入札参加がございました。</p> <p>組合の新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会において、落札者決定基準に基づき提案内容の審査が行われ、最優秀提案者が選定され、その審査結果を踏まえ、令和3年7月16日付けで落札業者が決定し公表されてます。</p> <p>落札業者は、JFEエンジニアリング株式会社で、落札金額は税込み42,988,000千円で内訳として、建設業務が24,288,000千円、運營業務が25年間で18,700,000千円となっております。</p> <p>なお、8月30日に開催されます山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会に上程し、ご可決いただいたら本契約させていただく予定です。</p>

	<p>少々、広域組合の事業は遅れましたが、現在は令和7年5月の本格稼働を目標に事業を進められております。</p>
<p>(※) その他について</p>	
<p>事務局</p>	<p>全委員さんの任期が令和3年3月31日をもちまして、満了となっております。任期満了に伴い、会長、副会長、幹事さんについても再度選任させていただく。</p> <p>引き続き会長には、鍵谷会長、副会長に青木副会長のご報告させていただきます。</p> <p>公募委員さんにおかれましては、任期満了前に引き続き町民会議委員として、ご参加いただけるか否かの意向調査をさせていただいたところ、全ての委員さんが快くお引き受けいただいております。町議会議員のみなさんは4月15日の臨時会で選任いただいております。坂野議員から岡橋議員に変更となっております。</p> <p>最後に幹事会におきましては、鍵谷会長、青木副会長、古寺区の城内区長、公募委員からは齋藤委員、議会議員からは八尾委員、そして松井副町長の6名です。</p> <p>(委嘱期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)</p> <p>以上が第27回広陵町ごみ処理町民会議の書面報告概要です。</p>